

✿ 子どもの権利

更新・確認日：2014年04月22日 [[履歴](#)]

履歴

2014年04月22日 掲載しました。

[閉じる](#)

お子さんに小児がんについて告知することについて、ご家族が悩まれることもあることでしょう。

医療現場においては、患者さんの権利である「知る権利」や「自己決定権」が尊重されるようになりました。

治療が難しかった時代には、患者さんに告知するかどうかは常にご家族の大きな悩みでしたが、治療の方法もふえ、選ぶこともできるようになった現在では、本人が納得して治療を受けるのが普通のことになってきています。

最近では、がんは治る病気になってきており、小児がんも例外ではありません。

効果は期待できても副作用を伴う可能性がある治療を選択する際には、「吐き気が出るかもしれないけれど、軽くする方法があるから、つらかったら周りの人に言おうね」「髪の毛が抜けることになるけれど、3か月したら生えてくるんだって。大丈夫だから、治療をがんばろうね」など、これから起こりうること伝えておくと、体の急な変化に対して、知らないまま直面するよりも、本人に余裕が生まれます。

また、治療が終わって復学したときのことを考えてみると、お子さんが同級生に「どんな病気になったの?」「なぜそんな病気になったの?」などと質問されたとき、本人なりに答えられるということは、お互いの関係をよいままで保つ効果があります。

小児がんでは、全ての決定を本人にゆだねることはできませんが、「知る」ことがもたらす安心感を考えると、医療者や保護者が相談しながら、本人の年齢に合った説明をしていくことが必要です。

権利という難しいことのように聞こえますが、広い視野、長い時間軸でとらえて、本人の成長にとって最適な方法を選んでいきましょう。

1951年5月5日（子どもの日）に制定された児童憲章には以下のように謳われています。

- ・児童は、人として尊ばれる。
- ・児童は、社会の一員として重んぜられる。
- ・児童は、よい環境のなかで育てられる。

医療の現場や教育の現場においても、これらを指針に、できるかぎり子どもにとってよい環境づくりを進めています。

[🏠 子どものケア へ戻る](#)

よりよい情報提供を行うために、アンケートへの協力をお願いいたします。

[📄 アンケートページへ](#)